

大分県市長会会則

(名称及び組織)

第1条 本会は、大分県市長会（以下「市長会」という。）と称し、県下の市長を会員として構成する。

(事務局)

第2条 市長会の事務所を大分県市町村会館内に置く。

(目的)

第3条 市長会は、市相互の親睦をはかり、緊密な連携を保ち、及び共通の利害に関して協力し、もって各市における地方自治の発展に寄与することを目的とする。

(役員)

第4条 市長会に次の役員を置く。

会長 1人

副会長 2人

監事 2人

2 役員は、会員の中から互選する。

3 役員の任期は、2年とする。ただし、役員は、後任者が就任するまでの間、引き続き在任するものとする。

4 役員は、再任されることができる。

(役員の職務)

第5条 会長は、会務を総理し、市長会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 監事は、会計の監査にあたる。

(職員)

第6条 市長会の事務を処理するため、事務局長その他の職員を置き、会長がこれを任命する。

(会議)

第7条 市長会の会議（以下「会議」という。）は、定例会及び臨時会とし、会長がこれを招集する。

- 2 定例会は毎年2回春季及び秋季に開催し、臨時会は会長が必要と認めるときに開催する。
- 3 会議には市長が出席するものとする。ただし、市長が出席することができない場合にはその代理者を出席させることができる。
- 4 会議の議長は、開催市の市長をもってこれに充てる。

(役員会)

第8条 会議への提出議案その他重要案件について審議するため、市長会に役員会を置く。

- 2 役員会は、会長、副会長、監事及び事務局長をもって組織する。
- 3 役員会は、会長が召集し、会長がその議長となる。
- 4 役員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(会 計)

第9条 市長会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

- 2 市長会の経費は、全国市長会からの交付金、各市の負担金その他の収入をもって充てる。

(補 則)

第10条 この会則に定めるもののほか、必要な事項については会員全員の協議によりこれを決定する。

附 則

この会則は、昭和29年6月2日より之を施行する。

従前の「大分県7市協議会会則」は廃止する。

附 則

この会則は、昭和35年5月7日から施行する。

附 則

この会則は、昭和39年4月20日から施行する。

附 則 (H3. 9. 6)

この会則は、公布の日から施行し、平成3年6月19日から適用する。

附 則

この会則は、平成18年4月1日から施行する。